

## 第1条（振込指定日等の届出）

当金庫は、定額自動振込申込書（以下「申込書」といいます。）に記載された依頼内容（振込指定日・振込金額・引落指定口座・受取人等）にしたがって振込指定日（当日が金融機関休業日の場合は、お届けの休業日区分により、その前営業日又は翌営業日とします。以下同じ。）に引落指定口座から振込金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法により振込を行います。ただし、振込指定日において引落指定口座の残高不足等の理由により振込が行えない場合において、振込指定日の翌営業日に振込が可能となったときは、この日に振込を行います。

## 第2条（手数料）

- (1)本サービスにもとづく振込については、当金庫所定の振込手数料および定額自動振込取扱手数料（以下これらをまとめて「手数料」といいます。）をお支払いいただきます。
- (2)手数料は、金融情勢その他諸般の状況の変化により変更されることがあります。この場合、手数料変更日以後の振込については変更後の手数料を適用するものとします。

## 第3条（引落指定口座からの引落し）

- (1)本サービスにもとづく振込金および手数料の引落指定口座からの引落しについては、当座勘定規定、普通預金規定または総合口座取引規定にかかわらず、小切手の振出または払戻請求書および通帳の提出は不要とします。
- (2)当金庫所定の手料は、振込のつど引落指定口座から引落します。
- (3)振込指定日前日の引落指定口座の最終残高（当座貸越による貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じ。）が、振込金と手数料の合計金額に満たないときは、特に通知することなく、その月の振込は原則として取り止めます。ただし、振込指定日の引落指定口座の最終残高が、振込金額と手数料の合計金額を超えた場合は、振込指定日の翌営業日に限り引落指定口座から振込金額と手数料の合計金額を引落して振込を行います。なお、振込指定日において引落指定口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が引落指定口座から払い戻すことができる金額を超えるときは、そのいずれを引き落とすかは当金庫の任意とします。

## 第4条（振込の取消、訂正、組戻し）

- (1)振込を行った結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合は、その月の振込を取り止めたものとして処理します。また、入金指定口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、事由の如何にかかわらず、当金庫所定の方法により引落指定口座へ戻し入れます。この場合、第2条の手料は返還しません。なお、これによって生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (2)前項以外の振込取引において、振込指定日以降にその依頼内容を訂正する場合には、引落指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の①及び②の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻し手続により取扱います。
  - ①訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の引落指定口座にかかる届出の印鑑により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - ②当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (3)第1項以外の振込取引において、依頼内容の確定後はその依頼を取りやめることはできません。ただし、当金庫がやむを得ないものと認めた場合は、引落指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続により取扱います。また、組戻し手続を行った場合は、当金庫所定の組戻し手数料をお支払いいただきます。
  - ①組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻し依頼書に、引落指定口座にかかる届出の印鑑により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - ②当金庫は、組戻し依頼書に従って、組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
  - ③組戻しされた振込資金は、組戻し依頼書に指定された方法により返却します。
- (4)現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に届出の印鑑により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (5)第2項及び第3項の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。なお、この場合の組戻し手数料は返還しません。
- (6)訂正依頼書または組戻し依頼書等に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (7)第2項及び第3項に定める依頼内容の訂正・組戻し手続を行った場合、第2条の手料は返還しません。

## 第5条（契約内容等の変更）

契約の内容等を変更する場合は、当金庫所定の書面により変更届を提出してください。なお、お届け前の振込については、当金庫はその責任を負いません。

## 第6条（振込受取書）

本サービスにもとづく振込については、受取書等は発行しません。

## 第7条（解約）

- (1)本サービスは、依頼書に記載された取扱終了年月の振込指定日をもって終了します。
- (2)本サービスを解約する場合には、当金庫所定の書面により届出するものとします。なお本サービスは、引落指定口座が解約されたときに、同時に解約されるものとします。
- (3)本サービスは、当金庫が必要と認めた場合は、事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。

## 第8条（規定等の準用）

本サービスに定めない事項については、引落指定口座にかかる各種規定、振込規定により取扱います。

## 第9条（規定の変更等）

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2)前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

## 第10条（免責事項等）

本サービスおよび本サービスにもとづく取扱等について損失・紛議等が生じても、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫は責任を負いません。

## 第11条（サービスの終了）

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以上  
(2020年4月1日現在)